

労働・助成金情報 特急便

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

第 30 号 (2013 年 11 月)

今回は、平成 25 年 5 月に新設された「キャリアアップ助成金」についてご紹介します。
これは、これまでの「均等待遇・正社員化推進奨励金」及び「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」が統廃合されたものです。

✚ キャリアアップ助成金とは？

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して包括的に助成するものです。

<助成金のコース> 6つのコースがあります。

1. 正規雇用等転換

正規雇用等に転換または直接雇用（以下「転換等」といいます。）する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成

<助成額> () 額は大企業の額

- ①有期→正規：1人あたり 40 万円（30 万円）
- ②有期→無期：1人あたり 20 万円（15 万円）
- ③無期→正規：1人あたり 20 万円（15 万円）

2. 人材育成

有期契約労働者等に

- ・一般職業訓練（OFF-JT）または
- ・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した OFF-JT+OJT を組み合わせた 3～6 か月の職業訓練）を行った場合に助成。

<助成額>

●OFF-JT 分の支給額

賃金助成・・・1人1時間あたり 800 円(500 円)

経費助成・・・1人あたり 20 万円（15 万円）を上限

●OJT 分の支給額

実施助成・・・1人1時間あたり 700 円（700 円）

3. 処遇改善

すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上増額させた場合に助成。

助成額⇒1人あたり1万円(0.75万円)

4. 健康管理

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、延べ4人以上実施した場合に助成。

助成額⇒1事業所あたり40万円(30万円)

5. 短時間正社員

短時間正社員制度を規定し、労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れした場合に助成。

助成額⇒1人あたり20万円(15万円)

6. パート労働時間延長

有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成。

助成額⇒1人あたり10万円(7.5万円)

●受給手続きのながれ

